

再エネ特措法（FIT法）改正の構成

～電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案～

新設
変更

目次

第1章 総則（目的・定義）

第2章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

第1節（調達価格及び調達期間）

第2節（入札の実施等）

第3節（再生可能エネルギーの発電事業計画の認定等）

第4節（電気事業者の義務等）

第5節（電力・ガス取引監視等委員会）

第3章 電気事業者における費用負担の調整

第30条～第32条（交付金）

第33条～第37条（納付金等）

第38条～第40条（賦課金等）

第4章 指定入札機関及び費用負担調整機関

第1節（指定入札機関）

第2節（費用負担調整機関）

第5章 調達価格等算定委員会

第6章 雑則

第7章 罰則

⑩罰則（第82条～第89条）

- 送配電買取への移行、入札を実施する指定機関の導入に伴う罰則を新たに追加。
- また、入札制度の公正な実施を担保するため、官製談合防止法等と同様の罰則を設ける。

⑪経過措置（附則）

- 接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の既存案件については、施行日において新認定を受けたものとみなす。
- 接続契約を締結していない案件は原則として施行日において失効する（システム入札手続きに時間がかかっている場合等については、猶予期間を設ける）。

①数年先の認定案件の買取価格（第3条第2項）

- 複数年の買取価格の決定を可能とする。

②価格目標の設定（第3条第12項）

- 中長期的な買取価格の目標（※）を設定し、これを勘案して買取価格を決定する。
（※「再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標」）

③入札手続きの導入（第4条～第8条）

- 入札による買取価格の決定が電気使用者の負担軽減に有効と認められる場合、経済産業大臣が入札対象となる発電設備区分等を指定。この際、調達価格等算定委員会の意見を聴取・尊重する。
- 入札量や上限価格、保証金等を含む入札実施指針を策定。

④認定制度の見直し（第9条～第15条）

- 電力会社の系統への接続契約などを記載した再生可能エネルギー発電事業計画を申請させ、事業の円滑かつ確実な実施等を要件（※）として経済産業大臣が認定する。
※ 事業内容についての基準（点検・保守、設備撤去の計画など）等を定める。
- 必要に応じて、経済産業大臣が指導・助言や改善命令。改善命令等に違反した場合に認定の取消しを可能とする。
- 認定案件に関して、発電設備区分等の情報を公表する。

⑤送配電買取への移行（第16条～第29条）

- 再生可能エネルギー電気を一般送配電事業者等が買い取る。
- 卸電力取引所への供給を基本とした、小売電気事業者等への供給（※）を行う。
※ (1)卸電力取引所を通じた供給と、(2)約款に基づく取引所を経由しない小売への供給（発電事業者と小売電気事業者等の間で合意が成立している場合を含む）の2類型。
- 小売電気事業者等への供給に関して差別的な対応を禁止するとともに、電力取引監視等委員会の監督規定を整備。

⑥電気事業法等の一部改正（電気事業法第23条及び第66条の3）

- 一般送配電事業者の情報の目的外利用等に関して所要の規定を整備。

⑦交付金の交付（第30条～第32条）

- 買取義務主体の変更に伴い、一般送配電事業者等が交付金の交付を受けることに関して所要の規定を整備。

⑧賦課金減免制度の見直し（第39条）

- 減免の認定にあたり、省エネの取組等を確認し、国際競争力強化の制度趣旨を徹底するとともに、省エネの取組状況等に応じた減免率（現在は一律8割）の設定を可能とする。

⑨指定入札機関（第41条～第56条）

- 入札事務を効率的に処理するため、指定法人に事務を実施させる。指定基準や、区分経理、適合命令等の組織関連規定を置く。